

# **災害対策資機材等の調達及び管理 状況に係る監査の結果報告書**

**令和 5 年 3 月**

**広島県監査委員**

## 目 次

<b>第1 監査の概要</b> ······	1
1 監査の種類 ······	1
2 監査のテーマ ······	1
3 監査の目的 ······	1
4 監査対象及び監査対象機関 ······	1
5 監査の着眼点 ······	2
6 監査の実施内容 ······	2
<b>第2 監査の結果</b> ······	4
1 防災関係資機材 ······	4
2 水防関係資機材 ······	5
3 林野火災対策用資機材 ······	10
4 航空機 ······	11
5 救難用資機材 ······	11
6 陸上建設機械 ······	12
7 海上流出油対策用資機材 ······	12
8 食糧、寝具・衣類、及び生活必需品等 ······	13
9 医薬品・医療用資機材 ······	14
10 災害時の物資の確保等に関する協定等 ······	14
<b>第3 監査委員意見</b> ······	15
1 全体的所見 ······	15
2 指摘事項、改善を求める事項及び検討要請事項（個別事項） ······	15
<b>第4 参考</b> ······	18

## 災害対策資機材等の調達及び管理状況に係る監査の結果

令和5年3月16日

広島県監査委員	緒 方 直 之
同	桑 木 良 典
同	奥 兆 生
同	川 上 俊 幸

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査として、広島県監査委員監査基準に準拠し実施した。

#### 2 監査のテーマ

災害対策資機材等の調達及び管理状況について

#### 3 監査の目的

近年、地震や集中豪雨等の災害が全国で頻発し、各地に甚大な被害をもたらしている。また、近い将来には南海トラフ地震の発生が予想されており、ひとたび巨大地震が発生すれば、本県でも広範囲にわたり甚大な被害が想定されていることから、災害対策の重要性がますます高まっている。

本県では、災害時の応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、広島県地域防災計画において「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」（以下「備蓄計画」という。）を定め、平常時から災害対策資機材等を備蓄している。

備蓄計画において、①備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定する、②備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある、③県は、原則として市町への緊急支援を目的として備蓄に努める、などと規定されている。

災害対策資機材等の品目及び数量は、県以外が備蓄するものも含め、「広島県地域防災計画附属資料」（以下「附属資料」という。）に記載され、そのうち県が備蓄の実施主体となっている災害対策資機材等については、「広島県備蓄物資取扱要領」（以下「取扱要領」という。）、「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」、「広島県水防計画書」（以下「水防計画」という。）に基づいて確保・保管されている。

そこで、災害時に災害対策資機材等が適切に供給され、県民の安全・安心が確保されることを目的として、県が備蓄している災害対策資機材等の確保及び管理状況等について監査を行った。

#### 4 監査対象及び監査対象機関

##### (1) 監査対象

備蓄計画等に基づき県が備蓄している災害対策資機材等

## (2) 監査対象機関

附属資料に記載された、災害対策資機材等を管理している所属及び保管場所

災害対策資機材等		監査対象機関	
		所管所属等	保管場所
資機材	(1)防災関係資機材	危機管理課	防災拠点施設・備蓄倉庫
	(2)水防関係資機材	道路河川管理課	建設事務所・支所、倉庫、 広島港湾振興事務所
	(3)林野火災対策用資機材	危機管理課	防災拠点施設・備蓄倉庫
	(4)航空機	防災航空センター 警察航空隊	広島空港 広島ヘリポート
	(5)救難用資機材	警察本部	機動隊、警察署等
	(6)陸上建設機械	道路整備課	建設事務所・支所、倉庫
	(7)海上流出油対策用資機材	危機管理課等	関係建設事務所・支所、 倉庫、広島港湾振興事務所
備蓄物資	(8)食料 寝具・衣類 生活必需品等	健康危機管理課	防災拠点施設・備蓄倉庫、民間倉庫
	(9)医薬品・医療用資機材	薬務課	県立広島病院、県立安芸津病院

(注) 「備蓄計画」と「附属資料」とでは、災害対策資機材等の区分や用語が一部異なるため、今回の監査においては、附属資料の規定に従って整理した。

## 5 監査の着眼点

- 災害対策資機材等は適切に確保されているか。（品目・数量）
- 災害対策資機材等は適切な場所に保管され、機能が維持されているか。（保管場所）
- 災害対策資機材等は災害発生時に迅速に活用できるよう管理されているか。（点検・訓練）

## 6 監査の実施内容

### (1) 本庁関係部局に対する聞き取り調査

災害対策資機材等を所管する局から聞き取り調査を実施した。

- ア 危機管理監（調査日：令和4年7月6日）
- イ 健康福祉局（調査日：令和4年7月25日、26日、8月2日）
- ウ 警察本部（調査日：令和4年7月28日）
- エ 土木建築局（調査日：令和4年8月8日）

### (2) 防災拠点施設及び地方機関等に対する実地調査

危機管理監、健康福祉局、土木建築局及び病院事業局については、災害対策資機

材等を保管するすべての機関（又は施設）に対して実地調査を実施した。ただし、東部建設事務所の福山港関係の倉庫については、担当部署の業務の都合により、3か所ある倉庫のうち1か所のみ実地調査を行った。

警察本部については、救難用資機材を保管する警察署等（26警察署及び交番・駐在所の一部）、本庁（自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備課、機動隊）の中から、令和4年に定例監査を実施する広警察署並びに備蓄規模が大きい広島中央警察署、福山東警察署及び機動隊を抽出した。

- ア 広警察署（調査日：令和4年5月24日）
- イ 広島港湾振興事務所（調査日：令和4年5月26日）
  - 庁舎及び倉庫1か所（広島市南区出島二丁目）
- ウ 西部建設事務所呉支所（調査日：令和4年10月5日）
  - 庁舎及び倉庫2か所（呉市警固屋八丁目及び呉市郷原町）
- エ 西部建設事務所東広島支所（調査日：令和4年10月7日）
  - 庁舎及び倉庫1か所（竹原市塩町一丁目）
- オ 西部建設事務所廿日市支所（調査日：令和4年10月11日）
  - 庁舎及び倉庫・車庫4か所（廿日市市宮内、大竹市東栄、大竹市晴海及び廿日市市林が原）
- カ 西部建設事務所（調査日：令和4年10月13日、14日）
  - 庁舎及び倉庫・車庫4か所（広島市佐伯区五日市町寺田、江田島市大柿町大原、安芸郡府中町大須一丁目及び安芸高田市吉田町吉田）
- キ 西部建設事務所安芸太田支所（調査日：令和4年10月19日）
  - 庁舎及び倉庫・車庫4か所（山県郡安芸太田町下筒賀、山県郡北広島町奥中原、山県郡北広島町大朝及び山県郡北広島町有間）
- ク 東部建設事務所（調査日：令和4年10月20日）
  - 庁舎及び倉庫2か所（府中市上下町及び福山市箕沖町）
- ケ 広島中央警察署（調査日：令和4年10月26日）
- コ 福山東警察署（調査日：令和4年10月27日）
- サ 北部建設事務所（調査日：令和4年11月1日）
  - 庁舎及び倉庫・車庫2か所（三次市吉舎町及び三次市君田町）
- シ 防災拠点施設・備蓄倉庫（調査日：令和4年11月2日）
- ス 北部建設事務所庄原支所（調査日：令和4年11月7日）
  - 庁舎及び倉庫・車庫3か所（庄原市東本町二丁目、庄原市西城町熊野及び庄原市高野町中門田）
- セ 県立広島病院（調査日：令和4年11月9日）
- ソ 県立安芸津病院（調査日：令和4年11月11日）
- タ 東部建設事務所三原支所（調査日：令和4年11月14日）
  - 庁舎及び倉庫3か所（世羅町西上原、三原市新倉二丁目及び三原市小泉町）
- チ 民間倉庫（調査日：令和4年11月16日）
- ツ 機動隊（調査日：令和4年12月2日）

## 第2 監査の結果

### 1 防災関係資機材（危機管理課）

#### (1) 品目・数量

平成17年策定（平成20年・令和4年一部改正）の取扱要領で、品目及び必要量が定められているが、その算定は、平成10年策定の「広島県防災拠点施設整備基本計画」に基づくものであり、安芸灘～伊予灘地震における被害想定のうち、消防本部及び消防団が行う救助活動を除く住民活動による救助件数を設定したのち、県と市町の負担割合を1：9として県の備蓄数量が定められていた。

危機管理監に対する令和4年7月の調査後、同年11月1日付けで次のとおり取扱要領の見直しが行われたが、この見直しについて、緊急支援先である市町との意見交換や情報共有はされていなかった。

- ① 地域住民用の防災関係資機材については、近年の大規模地震を踏まえた被災県の備蓄状況などをもとに検討した結果、備蓄を行わないこととする。ただし、被害拡大防止・復旧活動における利用を見込めるところから、現在備蓄している物資の品目・数量は削減しない。
- ② 地域住民用の防災関係資機材に、平成30年7月豪雨時に市町から多くの要請があつた土のう袋を追加する。
- ③ 防災拠点用の防災関係資機材については、利用が見込めないテント関係の資材を備蓄しないこととし、現有物は他部局での活用などを検討する。

次に、令和4年7月の調査時点で、地域住民用13品目のうち6品目、防災拠点用19品目のうち11品目について備蓄量が定められた必要量を下回っていた。なお、同年11月の実地調査までに一部品目で必要量が補充されたほか、取扱要領の改正により備蓄しないこととされた品目があった。

また、附属資料には、4月1日現在の数量を記載することとされているが、取扱要領に基づき使用及び廃棄を記録する備蓄物資台帳の数値ではなく、同要領に定める備蓄必要量が記載されていた。

以上のはか、附属資料に記載されているビニールシートの規格は「3.6m×3.6m」とされているところ、実際の備蓄物資には「10m×10m」のものが混在していた事例や、平成30年7月豪雨災害の際に全国から届けられたビニールシート約2,000枚が、県の調達物資とは別に、備蓄倉庫の空きスペースに置かれていた事例などが見受けられた。

防災関係資機材の備蓄状況

(令和4年7月調査時点)

区分	品目	必要量(A)	備蓄量(B)	差引(B-A)
地域住民用	バール	160	221	61
	ハンマー	160	160	0
	のこ	160	156	▲4
	金てこ	160	219	59
	R Cバール(大)	160	148	▲12

区分	品目	必要量(A)	備蓄量(B)	差引(B-A)
地域住民用	救助ロープ	160	158	▲2
	防塵メガネ	800	840	40
	防塵マスク	800	910	110
	ケブラー手袋	800	470	▲330
	一輪車	160	160	0
	ビニールシート	9,000	9,688	688
	絶縁ボルトクリッパー	160	158	▲2
	油圧ジャッキ	160	159	▲1
防災拠点用	ビニールシート	240	240	0
	投光器	60	59	▲1
	コードリール	30	24	▲6
	ヘルメット	100	100	0
	軍手	100	166	66
	雨具	100	99	▲1
	畳(緊急)	30	29	▲1
	毛布	180	60	▲120
	テント	120	120	0
	天幕	120	118	▲2
	発電機	12	11	▲1
	リヤカー	50	48	▲2
	拡声器	10	10	0
	ウォーターコンテナ	10	9	▲1
	カセットコンロ	10	8	▲2
	石油ストーブ	10	9	▲1
	扇風機	10	10	0
	救急箱	10	10	0
	災害用敷マット	150	150	0

注1 網掛けは、定められた必要量を下回っているもの

注2 ケブラー手袋については、危機管理監に対する令和4年7月の調査後に330双補充されて、必要量の800双となった。

注3 令和4年11月1日付け取扱要領の改正により備蓄しないこととされた。

## (2) 保管場所

三原市本郷町にある備蓄倉庫において備蓄されており、品目ごとにパレットに載せて棚に置かれている。災害発生時に迅速に搬出できるように倉庫内の配置図が作成され、棚ごとに品名が記載されていた。しかしながら、一部の品目については、雨具と扇風機が同じパレットに載せられるなど、関連のない複数の物資が混載されているものがあった。

### (3) 点検・訓練

点検については、取扱要領の規定どおり1年に1回以上行われ、同要領で定める「備蓄物資点検表」に記録されていた。

搬出については、「災害応急対策に必要な緊急輸送車両の確保等に関する協定」を締結している公益社団法人広島県トラック協会と連携して、平成27年に訓練が実施されていたが、それ以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、訓練は実施されていない。

搬出作業で使用するフォークリフトの運転技能講習を職員に受講させており、今年度も職員2人が受講修了していた。

## 2 水防関係資機材（道路河川管理課、建設事務所・支所、広島港湾振興事務所）

### (1) 品目・数量

備蓄計画において、「県、市町及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める」と定められているほか、水防計画において、「県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資機材を備蓄するもの」とされている。

実際に各水防倉庫で備蓄されている品目と数量は、水防計画に記載されているものの、担当者の説明によれば、備蓄すべき品目や数量を具体的に定めた規定はない。

### (2) 保管場所

各建設事務所・支所及び広島港湾振興事務所の庁舎内や庁舎外の倉庫に、資機材の品目ごとに整理され、備蓄されている。

各倉庫の規模が小さいため保管場所を容易に把握でき、資機材の配置図等は作成されていないが、災害発生時においても、ほとんどの倉庫で迅速に搬出ができると考えられる。

しかしながら、一部の倉庫において、  
周囲に雑草が生い茂り、資機材の搬出に支障を来すおそれがあるもの<事例1>、  
屋根や外壁が破損して防水性が確保されていないもの<事例1、2>、  
スペース不足により点検や搬出が困難な状態となっているもの<事例3>、  
災害時に被災する可能性がある土砂災害警戒区域等に位置するもの<事例4>  
があった。

<事例1>西部建設事務所呉支所が管理する呉市警固屋八丁目の倉庫は、倉庫の周囲に雑草が生い茂り、資機材の搬出に支障を来すおそれがある。



壁に隙間が生じているにもかかわらず、修繕等が行われていない。



<事例2>北部建設事務所庄原支所が管理する庄原市東本町二丁目の倉庫



屋根に穴が開いているにもかかわらず、修繕等が行われていない。



<事例3>西部建設事務所が管理する江田島市大柿町大原の水防倉庫1階は、多くの物資が備蓄され、資機材の点検や発災時の搬出作業に支障を来すおそれがある。



<事例4>災害時に被災する可能性がある場所に位置するもの

区分	備蓄場所
土砂災害警戒区域内	西部建設事務所（倉庫（安芸高田市吉田町）），西部建設事務所呉支所（倉庫（呉市警固屋）），西部建設事務所廿日市支所（庁舎・倉庫（廿日市市林ヶ原）），西部建設事務所安芸太田支所（庁舎）
土砂災害特別警戒区域内	西部建設事務所廿日市支所（庁舎），西部建設事務所安芸太田支所（庁舎・倉庫（安芸太田町下筒賀木坂車庫内）），北部建設事務所庄原支所（倉庫（庄原市東本町二丁目））
液状化危険度が「極めて高い」場所	西部建設事務所廿日市支所（庁舎）

(3) 点検・訓練

水防に関することを所掌する道路河川管理課及び水防の技術的事項に関することを所掌する河川課において、水防関係資機材を使用した水防工法講習会を毎年度実施している。令和元年度までは実地による実技演習等を行っていたが、令和2年度及び3年度は水防工法技術と水防意識の普及啓発を図るため、水防に関する啓発資料の配布等を行っている。

水防関係資機材の点検に関する規定は存在していないが、各事務所とも毎年度1回以上、備蓄物資の状態と数量について確認が行われている。

搬出訓練は、いずれの備蓄場所においても実施されていなかった。

なお、搬出にかかわる事項として、水防計画においては「所轄建設事務所長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておく」とされているにもかかわらず、すべての建設事務所において樹立されていなかった。さらに、同計画で「水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して所轄建設事務所長に提出しておく」とされているが、すべての水防管理団体から所轄建設事務所長に提出されていなかった。

また、水防計画においては、「所轄建設事務所長又は広島港湾振興事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者（市町）と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努める」と定められており、建設事務所・支所から離れた場所に設置された倉庫については、地元の市町に倉庫の予備鍵を貸与しているが、府中市上下町にある東部建設事務所が管理する水防倉庫については、予備鍵が地元自治体等に貸与されていなかった。

### 3 林野火災対策用資機材（危機管理課、防災航空センター）

(1) 品目・数量

備蓄計画では、県、市町及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努めると定めている。

具体的に県が備蓄する品目や数量について定めたものはないが、附属資料によれば、県は、陸上資機材（チェーンソー）10台とヘリコプター搭載用の空中消火機材（バケット）2基を保有している。

(2) 保管場所

三原市本郷町にある防災拠点施設及び備蓄倉庫において備蓄されている。

(3) 点検・訓練

チェーンソーについては点検が行われていなかった。今後使用する予定がないため、他部局での活用を検討するとの説明があった。バケットは林野火災の際に使用しており、使用する都度ヘリコプターの搭乗者が点検を行っている。

#### 4 航空機（防災航空センター、警察本部）

(1) 品目・数量

ヘリコプターが、防災航空センターで1機、警察本部で2機運用されている。

防災航空センターのヘリコプターについては、広島市の消防ヘリコプターとの2機体制で運用しているとの説明があった。

警察本部のヘリコプターについては、警備課の担当者からは、国費予算で2機整備しているとの説明があった。

(2) 保管場所

防災航空センターのヘリコプターについては、広島空港を基地としている。

警察本部のヘリコプターについては、広島ヘリポートを基地としている。

(3) 点検・訓練

防災航空センターのヘリコプターについては、専門業者に運航管理を委託しており、警察航空隊のヘリコプターについては、操縦と日常点検は職員が実施し、法定点検は専門業者において行われている。

#### 5 救難用資機材（警察本部（危機管理課、機動隊）、警察署）

(1) 品目・数量

備蓄計画では、「県、市町及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動で必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める」と定めている。

具体的に県が備蓄する品目や数量について定めたものはないが、機動隊の担当者からは、機動隊が管理する救難用資機材の多くは国有物品であり、基本的に国費予算で整備されているとの説明があった。

(2) 保管場所

警察本部及び各警察署の庁舎内の倉庫、交番並びに駐在所等に備蓄している。

規模の大きな倉庫については、資機材の配置図を作成するなど、災害発生時に迅速に搬出できるようにしている。

### (3) 点検・訓練

資機材の品目ごとにまとめて備蓄している。一部は常に車両に搭載しており、災害発生時に迅速に出動できるようにしている。

点検は、「広島県警察における装備資機材の管理及び運用に関する訓令」第16条により、3か月に1回以上行うこととしており、実際にはそれ以上の頻度で行われている。

所属や警察学校において、ほぼ毎日実施する訓練の中で、救難用資機材の使用訓練も実施し、使い方を体得することにより、迅速かつ的確な救助活動ができるよう努めている。

## 6 陸上建設機械（道路整備課、建設事務所・支所）

### (1) 品目・数量

備蓄計画では、「県、市町及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める」と定めており、県ではモーターグレーダー、ロータリー除雪車等を配備している。

道路整備課の説明では、種類や数量について具体的に定めたものはないが、除雪作業を行う業者が保有している台数で不足する分を県が購入し、配備しているとのことであった。

### (2) 保管場所

各建設事務所・支所の庁舎内及び庁舎外の車庫に配備し、管理している。

### (3) 点検・訓練

点検は、1年に2回、道路整備課が委託した専門業者が行っている。

## 7 海上流出油対策用資機材（危機管理課、建設事務所・支所、広島港湾振興事務所）

### (1) 品目・数量

備蓄計画では、「県、市町及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める」と定めている。

関係建設事務所・支所及び広島港湾振興事務所担当者の説明によれば、種類や数量について具体的に定めたものはないが、過去の使用実績等を考慮して、必要な品目・数量を確保しているとのことであった。

令和4年度附属資料に、危機管理課から「大竹市へ管理委託」と記載されているオイルフェンスは、平成9年度に県に返納され、処分の手続が行われており存在していないかった。

(2) 保管場所

関係建設事務所・支所及び広島港湾振興事務所の庁舎内や庁舎外の倉庫に備蓄している。

(3) 点検・訓練

独自で訓練は実施しておらず、他の団体が実施する訓練に職員を参加させている。

## 8 食料、寝具・衣類及び生活必需品等（健康危機管理課）

(1) 品目・数量

食料については、備蓄計画では、「県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応後の2食分程度の備蓄に努める」とされている。同計画では、備蓄品目を乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等と列挙し、保存期限ごとに更新すること、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮することを定めている。

寝具・衣類、生活必需品等については、同計画で、毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等を被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、県は、市町対応後の1日分程度の備蓄に努めると定めている。

健康福祉局では、令和4年度から適用する新たな「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」を策定し、具体的な備蓄品目及び計画数量を定めている。この方針は南海トラフ地震を想定地震とし、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウィルス感染症対策での教訓などを踏まえたものとされている。

(2) 保管場所

三原市本郷町の備蓄倉庫に加え、令和4年度から、道路寸断や交通渋滞の発生を想定し、災害時の円滑な物資供給を実現するため、広島市安佐南区にある民間倉庫で備蓄している。

物資の配置図にパレットごとの品目、数量及び納入時期といった情報が記録されており、物資を入れている段ボール箱に品目や賞味期限を記載するなど、管理が容易になるよう工夫されている。

(3) 点検・訓練

食料品及び長期保管により劣化が生じる可能性がある生活必需品（毛布、衛生用品など）については、計画的に更新することとしており、賞味期限・使用期限が到来する物資は、売払いを検討し、売払いができない物資は、福祉施設・学校等の事業者へ譲与するなどの対応により活用されている。

点検については、物資が納品される都度（おおむね2か月に1回）行われている。

搬出訓練については、平成27年度に、公益社団法人広島県トラック協会と共同で実

施しているが、それ以降は行われていない。

備蓄倉庫からの搬出については、被災直後は西部東厚生環境事務所の職員が対応し、その後、本庁から応援の職員が向かうこととなっている。

民間倉庫からの搬出については、倉庫を管理する民間事業者が行うこととなっている。

## 9 医薬品・医療用資機材（薬務課、県立広島病院、県立安芸津病院）

### (1) 品目・数量

備蓄計画では、「県、市町及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努める」と定めている。

医薬品については、県立広島病院及び県立安芸津病院において、日常的に使用しているものを備蓄している。

医療用資機材については、既製品の救急医療セットを備蓄している。

### (2) 保管場所

県立広島病院及び県立安芸津病院に、備蓄している。

医薬品については、薬品を入れる棚で保管している。

医療用資機材については、段ボールに品名や更新年月、次回更新年度を明示して、管理が容易になるよう工夫している。

### (3) 点検・訓練

医薬品については、薬品を入れる棚に災害用に備蓄する数量を明示した上で、日常の診療で使用した場合は新しいものを補充し、使用期限を超過しないよう工夫し保管している。

医療用資機材については、2年に1回専門業者に委託して点検している。

基幹災害拠点病院である県立広島病院は、県から委託を受け、年1回の広島県集団災害医療救護訓練の企画・運営を実施している。また、様々な院内訓練・研修を実施している。

## 10 災害時の物資の確保等に関する協定等

備蓄計画では、「あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努めるもの」とし、「必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるもの」と定めている。

附属資料（令和4年5月）によると、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定や県内市町との相互応援に関する協定のほか、県は、公益財団法人広島県学校給食会などの関係団体や民間事業者71団体と物資の確保等に関する協定を締結するとともに、公益社団法人広島県トラック協会、広島県旅客船協会などと輸送の確保に関する協定を締結している。

### 第3 監査委員意見

#### 1 全体的所見

近年、線状降水帯による局地的な集中豪雨が全国で多発しており、本県においては、平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨などにより甚大な被害が生じている。また、関東から九州の広い範囲で大きな被害が発生するとされる南海トラフ地震は、政府の地震調査委員会による今後30年以内の発生確率が70%～80%と切迫した状況にあり、そのような中、県の災害対策資機材等が迅速に活用できるよう適切に管理されていることは重要である。

今回、県が備蓄している災害対策資機材等について行政監査を行った結果、備蓄計画等に沿って、おおむね適切に行われていることを確認したが、一部に課題が見受けられた。

今後、大規模な災害の発生が懸念される中、県においては、県民の生命・財産を守り、安心・安全が保たれるよう、公的備蓄のさらなる充実と機能の維持、災害時の即応性などの確保に努めていく必要がある。また、各部局の公的備蓄の状況を一元的に把握し、あるべき姿が維持されるよう県全体の備蓄に関するマネジメントを強化するとともに、県民に対して分かりやすく情報提供していくことが望まれる。県の関係機関においては、今回の監査結果を踏まえ、災害対策資機材等の適切な備蓄に努めていただきたい。

#### 2 指摘事項、改善を求める事項及び検討要請事項（個別事項）

「監査の概要」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

##### 【指摘事項】

水防計画で定められた水防資機材、作業員その他の輸送を確保するための輸送計画が樹立されていなかった。また、管内の水防管理団体に輸送経路図を提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、西部建設事務所廿日市支所、西部建設事務所安芸太田支所、西部建設事務所東広島支所、東部建設事務所、東部建設事務所三原支所、北部建設事務所、北部建設事務所庄原支所）

##### 【改善を求める事項】

(1) 令和4年度附属資料において、令和4年4月1日現在の状況として記載されている防災関係資機材の数量が、備蓄物資台帳上の数量ではなく、取扱要領で定められた備蓄必要量となっていた。

また、附属資料に記載されている資機材の規格や数量が実際と異なっていたほか、昭和48年に大竹市に貸し付けたオイルフェンスは、平成9年度に返納され処分の手続が行われていたものの、附属資料の記載を削除していなかった。

当該計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めたものであり、県の地域における

防災対策について総合的かつ基本的性格を有する重要な計画であることから、附属資料に記載する内容は備蓄必要量ではなく、実際に保有する数量・規格にするとともに、情報の正確性を期する必要がある。（危機管理監危機管理課）

- (2) 倉庫の周囲に雑草が生い茂り、資機材の搬出に支障をきたすおそれがあるものや、屋根や壁に穴や隙間が生じているにもかかわらず、十分な修繕等が行われていない倉庫があった。保管場所として継続して確保する必要がある倉庫については、本庁と連携して、適切に修繕等を実施する必要がある。（西部建設事務所呉支所、北部建設事務所庄原支所）

#### 【検討要請事項】

- (1) 県が備蓄すべき災害対策資機材等を定めた規程のうち「取扱要領」については、危機管理監に対する令和4年7月の調査後、同年11月の見直しにより、地域住民用の防災関係資機材について、大規模地震を想定した備蓄を行わないことなどが決定されているが、この見直しについて、緊急支援先である市町との意見交換や情報共有はされていなかった。  
今後予測される大規模災害に際して県の備蓄物資が有効に活用されるよう、平時から県と市町が緊密に連携し、それが果たすべき役割を明確にした上で、適切な品目と数量を設定するよう検討していただきたい。また、その上で不足する資機材については速やかに補充していただきたい。（危機管理監危機管理課）
- (2) 平成30年7月豪雨災害の際、支援物資として全国から届けられたビニールシートについて、有効活用を図るよう検討していただきたい。（危機管理監危機管理課）
- (3) 令和元年度広島県水防計画書において、輸送経路や輸送計画をあらかじめ樹立するよう改正し、令和元年7月17日付けで各建設事務所等に、同月19日付けで各市町等に、改正後の水防計画を送付した際、通知文に主な改正点の記載がないなどのことから、建設事務所等に対し周知が十分図られていなかった。重要な改正を行う場合は、関係機関に対し改正内容が確実に周知される方法を検討していただきたい。（土木建築局道路河川管理課）
- (4) 資機材の保管場所が、災害時に被災するおそれがある区域内にあるものがあり、水防計画に定める、水防資機材、作業員その他の輸送を確保するための輸送計画を作成する際は、保管場所の被災のおそれを考慮したものとしていただきたい。（土木建築局道路河川管理課）
- (5) 江田島市大柿町の水防倉庫については、備蓄物資の量に対して1階の保管スペースが不足しており、資機材の点検や発災時の搬出作業に支障を来すことが懸念される。備蓄品目や数量の必要性を検討した上で、2階の空きスペースを活用するなど、適切な管理が行われるよう検討していただきたい。（西部建設事務所）
- (6) 府中市上下町の水防倉庫は福山市に所在する東部建設事務所が管理している。倉庫の鍵は東部建設事務所のみが管理しており、水防管理団体（府中市）からの提供要請への即応性に欠けるおそれがあるため、倉庫の予備鍵の貸与等について検討していただきたい。（東部建設事務所）
- (7) 警察本部のように隨時訓練を実施している機関がある一方、平成27年を最後に訓

練を実施していない機関があった。訓練等は緊急時に資機材や備蓄物資等を迅速に搬出する上で重要と考えられることから、資機材や備蓄物資等の搬出訓練等の定期的な実施を検討していただきたい。（危機管理監危機管理課、健康福祉局健康危機管理課、土木建築局道路河川管理課）

#### 第4 参考

##### ○ 災害対策基本法 【抜粋】

(防災訓練義務)

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用者その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第49条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第49条の3 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### ○ 水防法 【抜粋】

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2～7 (略)

##### ○ 広島県防災対策基本条例 【抜粋】

###### 第1章 総則

(県の責務)

第9条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進す

るとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。

2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

## 第2章 災害予防対策

### 第4節 県及び市町等の役割

#### (防災訓練等の実施)

第24条 県及び市町は、県民、事業者、自主防災組織及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するよう努めるものとする。

#### (医療救護体制の整備)

#### 第30条 (略)

2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。

#### (輸送体制の整備)

第32条 県は、緊急輸送路の指定、関係事業者等との協定の締結等災害発生時における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。

#### (防災及び危機管理体制の整備)

第36条 県及び市町は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災及び危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 県及び市町は、職員に対する災害及び防災に関する知識並びに災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練、研修等を実施するものとする。

#### (物資等の備蓄等)

第37条 県及び市町は、災害の発生に備え、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、関係事業者との間で協定を締結するなど、物資等の調達体制の整備に努めるものとする。

## ○ 広島県地域防災計画（基本編） 令和3年5月修正（昭和38年6月策定）

### 広島県防災会議 【抜粋】

#### 基本編

## 第2章

### 第5節の3 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

#### 1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

#### 2 実施責任者

災害予防責任者

#### 3 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等(被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。)
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
  - ア 救助・救難用資機材
  - イ 消火用資機材
  - ウ 水防関係資機材
  - エ 流出油処理用資機材
  - オ 陸上建設機械
  - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
  - キ 被災宅地危険度判定資機材

#### 4 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

##### (1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

##### (2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるよう品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等県民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

##### (3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市町、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業 (略)

イ 市町 (略)

ウ 県

原則として市町への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

##### (4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

##### (5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定する。

ア 市町 (略)

イ 県

防災拠点施設等の県有施設及び民間倉庫等に備蓄する。

なお、医薬品等医療資機材については、災害拠点病院、災害協力病院及び県立病院への備蓄を考慮する。

## 5 備蓄及び調達体制の確立

### (1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市町及び県は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

### (2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄 (略)

イ 飲料水の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市町は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

### (3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市町

及び県は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市町は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市町対応後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、県及び市町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、県、市町及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受け入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動で必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

県、市町及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

県、市町及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カヘキ (略)

### 第3章

#### 第6節 救助・救急、医療及び消火活動

##### 第2項 医療救護・助産計画

###### 1 趣旨

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えると、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

###### 2 医療救護体制等の整備（平常時）

- (1) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- (2) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- (3) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

#### 第4項 水防計画

##### 1 目的

この計画は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

##### 2 実施責任者

水防管理団体、消防機関等、水防協力団体、県、広島地方気象台、中国地方整備局は水防法の定めるところにより、それぞれの責任を有する。

##### 3 実施方法

応急対策の実施は、広島県水防計画の定めるところによる。

##### 4 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

#### 第9節 救援物資の調達・供給活動

##### 第1項 食料供給計画

##### 1 趣旨

県及び市町は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給及び給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要援護者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

##### 2 実施責任者及び実施内容

(1)～(2) (略)

(3) 知事は、市町長の要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

##### 3 実施方法

(1) 市町 (略)

(2) 県

知事は、市町長から食料供給の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講ずる。

ア 備蓄食料を供給する。

イ 米穀については、販売業者に売却を要請する。それが不可能な場合は、農林水産省に災害救助用米穀の引渡しを要請する。

ウ 弁当、パン、缶詰、インスタント食品等については、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結している販売業者等から調達する。

エ 防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

- オ 必要に応じ、近隣市町、他府県又は国に食料援助を要請する。  
なお、他県等から受けた援助食料は、被災者に適正かつ円滑に供給することに努める。
- カ 避難の長期化等を考慮して、必要に応じ関係団体と連携して市町が栄養管理に配慮して食料の供給及び給食、炊き出し等が実施できるよう支援する。

4～5 (略)

#### 第4項 救援物資の調達及び配送計画

##### 1 方針

県内で大規模な災害が発生し、市町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、市町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市町の要請を待つことまがないと認められるとき、県は、市町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

##### 2 物資の調達及び受入体制

- (1) 市町 (略)
- (2) 県

ア 市町から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市町へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

##### 3 物資の輸送

- (1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。
- (2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。
- (3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市町等への報告に努め

るものとする。

- (4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

## 第16節 海上災害応急対策計画

### 2 大量流出油等災害

#### (1) 目的

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

#### (2) 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

#### (3) 実施責任者及び実施事項

ア 油流出船舶及び施設の管理者等 (略)

イ 第六管区海上保安本部 (略)

ウ 広島県

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 各種防災体制への移行

(ウ) 漂着油の除去作業等

(エ) 自衛隊に対する災害派遣要請

(オ) 回収油等の処理

(カ) その他の応急対策

エ 市町 (略)

オ 県警察

(ア) 情報の収集及び連絡・通報

(イ) 避難誘導・広報

(ウ) 警戒区域及び周辺区域の交通対策

(エ) その他流出油等の防除作業などの応急対策

カ 中国地方整備局 (略)

## ○ 令和3年度 広島県水防計画書 【抜粋】

### 第9章 水防施設及び輸送

#### 9.1 水防倉庫及び資機材等

- ① 県は水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資機材を備蓄するものとする。
- ④ 水防管理者は備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用

資機材又は県の備蓄資機材を国土交通省河川事務所長又は所轄建設事務所長及び広島港湾振興事務所長の承認を受けて使用することができる。

なお、国土交通省河川事務所長及び所轄建設事務所長又は広島港湾振興事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

#### 9.2 輸送の確保

非常の際、水防資機材、作業員その他の輸送を確保するため、所轄建設事務所長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。

また、水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して所轄建設事務所長に提出しておくものとする。

- ・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・万一に備えた多角的輸送路の選定図